

練馬区教育委員会児童・生徒表彰候補者の対象および推薦基準

この基準は、練馬区教育委員会児童・生徒表彰実施要綱（平成元年1月23日練教庶発第729号。以下「要綱」という。）第3条に規定する表彰の基準について必要な事項を定めるものとする。

1 対象となる活動

表彰の対象は、児童・生徒の善行や優れた活動等とする。

- (1) 児童・生徒の教育課程に位置づけられた時間の活動で参加を義務づけられているものは、対象としない。
- (2) 練馬区または練馬区教育委員会が主催・共催する大会は、練馬区として既に表彰されているので対象としない。
- (3) 学校単位での表彰は対象としない。
- (4) 表彰の対象とする期間は、原則として当該年度の前年の12月1日から当該年度の11月30日までとする。

2 表彰の種別

表彰の種別は、個人・団体の2種とする。団体は原則として、当該学校の児童・生徒で構成するものを対象とする。

3 表彰の基準

- (1) 「善行ならびに人命救助やこれに類する行為を行ったとき。」

自らの安全を確保した上で、人命を救助または救助することにつながる行為または大きな事故や事故を防ぐことにつながると考えられる行為を行ったとき。

- (2) 「福祉活動、環境美化活動または地域活動を長期にわたり継続的に実践したとき。」

障害者や高齢者に対する福祉的な活動や清掃活動、伝統芸能の継承等の地域活動で、原則として1年以上かつ毎月1回以上活動したとき。ただし、自主的、自発的なものに限る。また、一度表彰された場合、原則として同じ表彰基準では、小学校では小学校在学中または中学生では中学校在学中は再び表彰しない。

- (3) 「クラブ活動・部活動等の対外活動・コンクール等の大会において著しい成果をあげたとき。」

大会の種類ごとに、つぎの成績をあげた場合とする。

- | | |
|------------------|--------------|
| (ア) 東京都大会 | 3位以内 |
| (イ) 関東大会または東日本大会 | 4位以内（準決勝進出） |
| (ウ) 全国大会 | 8位以内（準々決勝進出） |
| (エ) 世界大会 | 日本代表としての出場 |

なお、「大会」とは、予選大会等※1を経て出場するものを対象とする。ただし、大会の性質上予選大会がないものについては、以下に該当するときは、対象とする。

ア 参加人数または参加団体が20以上のもの

イ 上記アに該当しない場合、公的機関またはこれに準ずるものが主催または後援する競技会やコンクールかつ対象者の成績（順位）が、以下の別表の順位に該当するものを対象とする※2

※1 予選大会等とは、上位大会への出場者または進出者を選抜することを目的とし、その成績により次段階の大会への出場資格が付与される大会をいう。

※2 別表

参加人数または参加団体	東京都大会	関東大会または東日本大会	全国大会
2人	1位	1位	1位
3人	1位・2位	1位・2位	1位・2位
4人	同上	同上	同上
5人	1位～3位	1位～3位	1位～3位
6人	同上	同上	同上
7人			
8人		1位～4位	1位～4位
9人		同上	同上
10人			1位～5位
11人			同上
12人			1位～6位
13人			同上
14人			1位～7位
15人			同上
16人			1位～8位
17人			同上
18人			
19人			

【金賞・銀賞等の賞の場合の順位については以下のとおりとする。】

- ・最高位の賞が「金賞」等で、複数の者に与えられる場合

⇒ 同賞受賞者の人数にかかわらず、1位とみなす。

例) 金賞受賞者人数2名 = 大会1位と同等

金賞受賞者人数5名 = 大会1位と同等

- ・2番目以降の賞（「銀賞」「銅賞」「優秀賞」等）については、同賞受賞者の人数にかかわらず、賞の序列をもって順位とみなす。

例) 金賞受賞者1名・銀賞受賞者3名・銅賞受賞者5名の場合

= 銀賞受賞者は2位と同等、銅賞受賞者は3位と同等

(4) 「その他表彰に値する行為を行ったとき。」

(1)から(3)までに該当しないものの、継続的な活動によって他の児童・生徒の模範となり、表彰に値すると認められるもの。